

# 政策形成支援事業事務運営要領

平成31年3月28日制定  
令和4年6月1日改定  
令和5年4月1日改定  
令和7年4月1日改定

(趣旨)

- 1 この要領は、公益財団法人ふくしま自治研修センター政策形成支援事業実施規程（以下、「事業実施規程」という。）に基づき、政策形成支援事業に関する運営及び事務取扱いについて必要な事項を定める。

(政策形成支援事業実施体制)

- 2 政策形成支援事業を実施するに当たり、次の会議を置く。

- (1) 政策形成支援企画会議

この会議は、ふくしま自治研修センター（以下、「研修センター」という。）所長、副所長、教務部長兼政策支援部長、総括支援アドバイザー兼教授、政策支援部職員及び研修センター所長が指名する職員が構成員となり、次のことを協議する。

- ア 政策形成支援事業の実施計画の策定
- イ 政策形成支援事業実施後の評価
- ウ その他この会議で協議を要すると認められる事項

(政策形成実践研修（短期研究会）)

- 3 政策形成実践研修（短期研究会）は次のとおり実施する。

- (1) 内容

県内地方公共団体等職員が、研修センターでの講義及び研究活動の他、研究対象とする県内地方公共団体でのフィールドワークを組み合わせた短期集中型の研修日程で、政策形成の基本プロセスを学ぶ実践的な研修を実施する。

- (2) 募集及び決定

県内地方公共団体等に対し募集を行い、定員の範囲内で受講者を決定する。

- (3) 決定後の変更

県内地方公共団体等において、決定後に受講者に変更が生じた場合は、速やかに研修センターへ変更を申し出ることとする。

- (4) 費用の負担

事業実施規程第6条第1号で定める自己の団体に所属する職員が参加するにあたっての旅費及び必要な経費については、次のア、イによる。

- ア 旅費

研修センター及びフィールドワーク実施地までの往復の旅費  
イ 必要な経費  
研修センターの宿泊に伴う費用

- (5) 修了証書の交付  
研修修了者に対し、別紙様式第1号により、修了証書を交付する。

(政策形成アドバイザー支援)

4 政策形成アドバイザー支援は、次のとおり実施する。

(1) 内容

県内地方公共団体等の求めに応じて、総括支援アドバイザーが、次のア、イの支援を行う。

なお、政策支援部職員は、総括支援アドバイザーの指示の範囲内において、ア、イの業務を担当することができる。

ア 県内地方公共団体等が実施する研究会等における技術的助言・指導等

イ その他県内地方公共団体等からの依頼への対応

(2) 申請及び決定

申請は、別紙様式第2号の申請書により、年間を通して随時受け付け、決定は、別紙様式第3号の決定通知書により行う。

(3) 決定後の変更

県内地方公共団体等において、決定後に申請内容に変更が生じた場合は、速やかに研修センターへ変更を申し出ることとする。

(4) 費用の負担

事業実施規程第6条第2号で定める政策形成アドバイザー支援に係る費用の負担については、県内地方公共団体等は自己の団体の規定等に基づき算出する。

報酬又は謝金は研修センターの指定口座へ支払い、旅費は総括支援アドバイザーの指定口座へ支払う。

政策支援部職員への費用は発生しない。

(5) その他

総括支援アドバイザー及び政策支援部職員は、その技術の向上のため、研修等を受講することができる。

(政策形成講師派遣)

5 政策形成講師派遣は、次のとおり実施する。

(1) 内容

県内地方公共団体等の求めに応じて、県内地方公共団体等が実施する政策形成能力の向上を目的とした研修会等に政策支援部教授を派遣し、政策形成の講義等を行う。

なお、政策支援部職員は、当該教授の指示の範囲内において講義を行うことができる。

(2) 申請及び決定

申請は、別紙様式第4号の申請書により、年間を通して随時受け付け、決定は、別紙様式第5号の決定通知書により行う。

(3) 決定後の変更

県内地方公共団体等において、決定後に申請内容に変更が生じた場合は、速やかに研修センターへ変更を申し出ることとする。

(4) 費用の負担

事業実施規程第6条第3号で定める政策形成講師派遣に係る費用の負担については、県内地方公共団体等は自己の団体の規定等に基づき算出する。

旅費は教授の指定口座へ支払う。

政策支援部職員への費用は発生しない。

(政策課題セミナー)

6 政策課題セミナーは、次のとおり実施する。

(1) 内容

県内地方公共団体等への要望調査等に基づき、講演等のテーマ及び講師を選定し、オンラインでの開催を基本として実施する。

また、当該セミナー終了後は、開催内容に関する報告書をまとめ、研修センターのホームページ等で公表する。

(2) 募集及び決定

県内地方公共団体等に対し募集を行い、原則として全ての申込者の受講を決定する。

(3) 決定後の変更

県内地方公共団体等において、決定後に受講者の変更が生じた場合は、速やかに研修センターへ変更を申し出ることとする。この場合、変更決定の通知は行わない。

(政策形成支援事業の評価)

7 政策形成支援事業を効果的に行っていくためには、目標に照らし適切であったかどうかを検討し、フィードバックしていくことが重要であることから、毎年評価を行う。

なお、評価は研修受講者や、事業を活用した県内地方公共団体等へのアンケート調査などにより総合的に評価し、次年度の事業計画に反映させる。

(その他)

8 この要領に定めるもののほか、政策形成支援事業の実施にあたり必要な事項は、政策支援部内で協議し定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和4年6月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日より施行する。